

平成 27 年 7 月 1 日
運輸安全委員会

株式会社ジェイエア所属ボンバルディア式CL-600-2B19型 JA
206Jの航空重大インシデントに係る勧告に基づき講じた措置について

平成 25 年 5 月 6 日に発生した株式会社ジェイエア所属ボンバルディア式CL-600-2B19型機の航空重大インシデントについて、原因関係者である（株）IHI及び（株）ジェイエアから、当委員会が行った勧告に基づき講じた措置について報告を受けましたのでお知らせします。（別添1 IHI、別添2 ジェイエア）
本重大インシデントについては、平成 27 年 2 月 26 日に事故調査報告書の公表とともに同社に対して勧告を行っていたところです。（参考）
なお、同社からの報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

JAIR 15-018

平成 27 年 6 月 23 日

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘 殿

株式会社ジェイエア

代表取締役社長

勧告に基づく「講ずべき措置の完了報告書」の提出について

平成 27 年 2 月 26 日に弊社に示されました 運委参第 466 号「株式会社ジェイエア所属ボンバルディア式CL-600-2B19型JA206Jの重大インシデントに係る勧告」につきまして、必要な措置を講じましたので、ご報告申し上げます。

今回の勧告を真摯に受け止め、引き続き安全管理に努めてまいります。

講ずべき措置の完了報告書

1. 勧告の内容

「安全上重要なシステムの機能についての教育訓練を充実すること及び火災発生時の訓練の内容について見直しを行うこと。」

2. 講ずべき措置の完了状況

(1) 「安全上重要なシステムの機能についての教育訓練を充実すること」について

AOM (Aircraft Operating Manual) / Emergency & Abnormal Procedures に規定される内容は、安全上特に重要なシステム機能と認識されるが、これらは従前より定期訓練 (座学、シミュレーター実技)、および非常救難初期訓練にて内容の習熟が実施されている。しかしながら、当事象のように CAUTION (火災検知装置故障の注意メッセージ) から WARNING (火災警報) へと内容の違う警告に推移する状況については、その特異性につきシステムの詳細に関し再度の確認と対処の周知徹底を行った。なお、CRJ 機材の他のシステム機能や、E170 機材の全ての安全上重要なシステムについては、当事象のように内容が違う警告に推移するといった特異性は無かった。

[本重大インシデント発生後に措置した事項]

当事象発生後、CRJ/E170 両運航乗務員に対する定期訓練 (座学) において、平成 25 年度期中より当該事象を「operations news (ON-2394-JAR)」により詳説し (平成 25 年 5 月 20 日訓練から実施)、平成 26 年度 CRJ 定期訓練 (座学/シミュレーター時) で、火災検知システムの機能に対して早急に理解を深める必要性があったため、新たに教育資料「FIRE PROTECTION (CRJ)」を作成し使用した。(平成 26 年 3 月 2 日訓練から実施)

更にこれら訓練に加え、当事象発生後速やかに運航乗員部門内の部門長全員、機長全員、副操縦士全員が参加する各々の会議において、当該事案が発生した際の対応に関し「operations news (ON-2394-JAR)」「安全意識向上研究」を活用して、自身の運航便で当該事象が発生することを

想定した、ケーススタディ形式の危機意識を高くするための意見交換を実施した。2007年8月20日に那覇空港で発生した中華航空機炎上事故を紹介し、ターミナルに近い駐機場で火災発生した場合の危険性に関する意識付けを行った。(平成25年5月16日～同年5月31日開催)

これら取り組みの中で得られた効果として、全運航乗務員が地上火災に対する認識を深め、また現場運航乗務員がAOMのEmergency & Abnormal Proceduresに則り、躊躇なく手順を遂行するとの認識を劣化させることなく、これら取り組みを繰り返し行うことで、安全意識・危機管理能力の向上が図れるよう工夫した。(平成25年5月8日開催 運航乗員部会より開始)

[勧告に対する具体的な対応策]

平成27年度CRJ/E170定期訓練(座学/シミュレーター時)において、教育訓練資料「FIRE PROTECTION」をCRJ機材に加えて、E170機材にも新設し、両機種に対応することとし全運航乗務員を対象とした。さらに、システム説明のみだったものを緊急脱出までを網羅するよう内容を改定した。(平成27年3月3日訓練から実施、全運航乗務員に対し年1回実施)

今般の勧告を安全管理システム上の見直し(Check)の機会として、各機種の安全上重要なシステムの機能を理解する上で、機種別運航乗務員の間で共通の危機意識啓発が行えるよう、教育訓練の充実を図ることとした。(平成27年3月)

教育訓練の充実に関し適宜振り返りを行いながら、具体的措置に関する理解を一層継続して深めていくこととする。

(2) 「火災発生時の訓練の内容について見直しを行うこと」について

[本重大インシデント発生後に措置した事項]

定期非常救難訓練(モックアップ実技)については、従前より着陸前後の火災に伴う機外脱出訓練を実施しているが、その火災起因については平成25年度に「エンジン」を取り入れ、当事象発生以降重点的に実施した(運航乗務員に加え、客室乗務員全員も対象)。(平成25年5月9日から実施)

定期訓練(シミュレーター実技)では、平成25年度にCRJ/E170両機材とも地上でのタイヤ火災に対する措置、平成26年度はCRJ機材で地上での

タイヤ火災、E170 機材で補助動力装置 (APU) 火災の各々の対処訓練を実施した。

[勧告に対する具体的な対応策]

平成 27 年度は CRJ/E170 機材とも、当事象を模擬した地上でのエンジン火災に対応する訓練を実施することとした。(平成 27 年 3 月 21 日から全乗務員に対し年 1 回実施)

特に CRJ においてはシミュレーター上で CAUTION から WARNING に警告が推移する状況を再現させ、より臨場感ある環境の中で AOM に従った速やかな措置の習熟を行うこととし、開始している。(平成 27 年 3 月 21 日同日開始)

また「安全意識向上研究」資料も航空重大インシデント調査報告書公表後に見直し、迅速かつ的確な警報対応措置の重要性や、稼動している警報の速やかな停止と消音操作(展開する事態への準備)後のメッセージ内容の正確な認識への定着、等をポイントに示す訓練教材として活用している。(全運航乗務員 平成 27 年 4 月 1 日から活用し、平成 28 年 3 月 31 日までに履修予定)

勧告を受けての振り返りにおいては、地上火災対応という緊急事態での緊急停止と速やかなチェックリスト手順の実施、加えて外部機関(管制等)への救難依頼など、初動措置の基本を実技訓練(シミュレーター訓練)前後のブリーフィングにて徹底し、知識と意識の再確認を行っている。(平成 27 年 3 月 21 日から実施)

(3) その他

上述 (1)(2) における教育訓練の見直し、充実と、警告メッセージに対する対処の迅速さ、内容確認の確実さを併せた改善に関し、「危機意識」を持つ訓練として教官の訓練対処実施要領にて具体的に指示した上で、今後も実施状況の効果を評価し継続的に改善を見極めていく。

以上

運委参第466号
平成27年2月26日

株式会社ジェイエア
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇弘

株式会社ジェイエア所属ボンバルディア式CL-600-2B19型
JA206Jの重大インシデントに係る勧告について

本重大インシデントにおいて機長及び副操縦士は、緊急事態であるエンジン火災の警告メッセージへの対応に時間を要し、エンジン火災の警告メッセージが表示された状態のまま機体を風に正対させず、停止させることもなく駐機場に入ったと認められる。

エンジン火災の警告メッセージへの対応に時間を要したことについては機長及び副操縦士が警告メッセージに誤警報の疑いを持ったためと考えられる。しかし、機長及び副操縦士は、規定に従い、危機意識を持ってエンジン火災の警告メッセージへ対応するための措置を最優先で迅速に行うべきであったものと考えられる。

当委員会は、本重大インシデントの調査結果を踏まえ、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、貴社に対し、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

安全上重要なシステムの機能についての教育訓練を充実すること及び火災発生時の訓練の内容について見直しを行うこと。